

大洗町原油価格高騰対策医療機関支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている医療機関の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において医療機関に対し、大洗町原油価格高騰対策医療機関支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、申請日時点において、町内に所在する保険医療機関を運営する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 大洗町原油価格高騰対策医療機関支援事業による補助金の交付を申請している者
- (2) 本町の町税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「補助対象期間」という。）に医療施設を運営するうえで使用し、または購入した電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費（以下「光熱費等」という。）とする。

2 前項の場合において、国又は他の地方公共団体が行う補助金等に相当する金銭の交付を受ける見込みがあり、また既に受けているときは、当該補助金に相当する金銭に係る交付の対象となる経費は、除くものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から前年又は前々年における補助対象期間に相当する期間の光熱費等（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を差し引いて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度から医療施設を運営している交付対象者に係る補助金の額は、補助対象経費のうち光熱費等について前年又は前々年と現年の各月の単価の差額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の場合において、同4項に掲げる区分及び額を限度とし補助金を交付する。

4 補助金の額は、次に掲げる施設区分によるものとする。

- (1) 無床診療所（延べ床面積1,500㎡未満） 1施設につき上限50,000円
- (2) 無床診療所（延べ床面積1,500㎡以上） 1施設につき上限300,000円

(3) 病院

1 施設につき上限 1,000,000 円

5 補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洗町原油価格高騰対策医療機関支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 5 年 9 月 30 日までに町長に提出するものとする。

(1) 補助金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

(2) 光熱費等の金額がわかる書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 6 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、大洗町原油価格高騰対策医療機関支援事業補助金交付決定（却下）通知書兼支払通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第 7 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第 8 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。